

合 意 書

厚生労働省は、平成27年度以降における国立ハンセン病療養所職員定員の取扱いについて、別紙のとおり取り組む。

一方、統一交渉団はこの内容を受け入れるとともに、全国ハンセン病療養所入所者協議会が、平成24年7月の臨時支部長会議において決議した「実力行使（ハンガーストライキ、座り込み等）の断行」については、本合意書の締結日をもって取り下げる。

ハンセン病問題の残る課題については、実務的な協議の場等での協調的な話し合いを通じて解決の促進に努める。

上記合意の成立を証するため、本合意書を2通作成し、厚生労働副大臣及び統一交渉団代表が署名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年8月15日

統一交渉団代表 森 和 男

厚生労働副大臣 土 屋 品 子

【別紙】

平成27年度以降における国立ハンセン病療養所職員定員の
取扱いについて

次期定員合理化の計画期間中における各年度の国立ハンセン病療養所の定員は、毎年の閣議決定を経て決定するものであるが、厚生労働省としては、平成26年7月25日付内閣人事局長通知「平成27年度から平成31年度までの定員合理化目標数について」に基づき、以下の内容で政府内の調整を目指す。

① 平成27年度から31年度までの間の合理化目標数を、平成22年度から26年度までの合理化数（△259人）の1/2を下回る数に軽減し、△129人とする。

② 平成27年度から30年度までの間の毎年度の定員を、対前年度+1人ずつとする。

その結果、介護等の支援を必要とする入所者1人当たり介護員・看護師数を、平成21年度の定員「1.0人」から、30年度までに概ね1.5倍程度拡充する。

注： 介護等の支援を必要とする入所者1人当たり介護員・看護師数を算出するに当たり使用した入所者数は、平成25年度から過去5年の入所者数の推移を用いて機械的に推計したもの。

③ 平成31年度以降は、定員の絶対数を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については、平成30年度時点の水準を下回らない水準を維持する。